○燕市成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和3年3月31日

告示第121号

燕市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成18年燕市告示第53号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この告示は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等(以下「要支援者」という。)の福祉の増進を図るため、当該要支援者に係る成年後見制度の利用に対する支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条　この告示により行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定により市長が行う審判の請求(以下「市長審判請求」という。)。

(2) 成年後見等開始審判(民法(明治29年法律第89号)第7条の規定による後見開始の審判、同法第11条の規定による保佐開始の審判及び同法第15条第1項の規定による補助開始の審判をいう。)の申立てに必要な申立手数料、登記手数料、郵便切手代、診断書料、鑑定費用その他申立書に係る添付書類の取得費用(以下「申立てに要する費用」という。)の助成

(3) 民法に規定する成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬に要する費用の助成

(市長審判請求の対象者)

第3条　市長審判請求の対象者は、原則として市内に住所を有する要支援者であって、次に掲げる事項を総合的に勘案して市長が適当と認めた者とする。

(1) 本人の事理を弁識する能力の程度

(2) 本人の配偶者及び2親等内の親族(以下「親族等」という。)の存否及び親族等による本人保護の可能性

(3) 本人又は親族等が本人に係る成年後見等開始審判の申立てを行う見込み

(4) 行政又は関係機関による対象者への支援策の効果

2　市長は、前項の規定にかかわらず、要支援者の3親等又は4親等の親族であって、成年後見等開始審判の申立てを行う者の存在が明らかである場合と認めるときは、市長審判請求を行わないものとする。

(市長審判請求費用の負担)

第4条　市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、市長審判請求に要する費用(以下「市長審判請求費用」という。)を負担する。

(市長審判請求費用の求償)

第5条　市長は、前条の規定により本市が負担した市長審判請求費用について、本人が負担すべきであると判断した場合は、当該費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定により、家庭裁判所に対し当該費用の求償に係る申立てを行う。

(申立てに要する費用の助成)

第6条　市長は、成年後見等開始審判の申立てに係る本人(以下「本人」という。)が市内に住所を有する者、介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設に入所している者(以下「住所地要件該当者」という。)であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申立てに要する費用を助成することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の受給者

(3) 資産、収入等の状況から、別表第1に掲げる全ての要件に該当する者

(4) その他助成金の交付を受けなければ後見制度の利用が困難であると市

長が認める者

（成年後見人等に係る報酬費用の助成）

第7条　市長は、成年後見人等の選任を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が住所地要件該当者であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該成年被後見人等に成年後見人等の報酬に係る費用を助成するものとする。

(1) 生活保護法による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者

(3) 資産、収入等の状況から、別表第2に掲げる全ての要件に該当する者

(4) その他助成金の交付を受けなければ後見制度の利用が困難であると市長が認める者

2　前項の規定にかかわらず、成年後見人等が配偶者又は4親等以内の親族となる場合には、助成金を交付しないものとする。

（助成金の額）

第8条　申立てに要する費用の助成金の額は、第2条第2号に規定する費用のうち市長が適当と認める額とする。

2　成年後見人等の報酬に係る助成金の額は、家庭裁判所における報酬付与の審判で決定された報酬額とする。ただし、成年後見人等が在宅で生活している場合は月額2万8,000円を、別表第3に掲げる施設等に入所又は入院している場合は月額1万8,000円を上限とする。

（助成金の交付申請）

第9条　第6条及び第7条に規定するいずれかの助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 成年被後見人等が申請する場合　成年後見制度利用支援事業助成金申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 成年被後見人等が死亡した場合であって当該成年被後見人等の成年後

見人等であった者が申請する場合　成年後見制度利用支援事業助成金申請書兼請求書(特例用)(様式第2号)

2　前項の規定による助成金の交付申請は、同一の成年被後見人等について一の年度につき1回とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、2回を限度とする。

(1) 成年被後見人等が死亡した場合

(2) その他市長が必要と認める場合

(助成金の交付決定)

第10条　市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、成年後見制度利用支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に決定内容を通知するとともに、交付を決定した場合にあっては、申請者に助成金を交付するものとする。

(変更の届出)

第11条　市長審判請求による法定後見開始の審判等を受けた要支援者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、成年後見制度利用支援事業変更届(様式第4号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 成年被後見人等の氏名又は住所に変更があった場合

(2) 成年被後見人等が施設に入所し、又は施設から退所した場合

(3) 成年後見人等に辞任、解任等の異動があった場合

(4) 成年後見人等の氏名又は住所に変更があった場合

(助成金の返還)

第12条　市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があったときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

対象者要件	(1)　本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の市民税が課税されていないこと。 (2)　本人の年間収入額が1,500,000円以下であること。 (3)　本人の預貯金額が500,000円以下であること。 (4)　本人が居住する家屋及びその他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

別表第2(第7条関係)

対象者要件	(1)　成年被後見人及び成年被後見人と生計を一にする世帯員全員の市民税が課税されていないこと。 (2)　成年被後見人の年間収入額から報酬の額を差し引いた額が1,500,000円以下であること。 (3)　成年被後見人の預貯金等から報酬の額を差し引いた額が500,000円以下であること。 (4)　成年被後見人が居住する家屋及びその他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

別表第3(第8条関係)

根拠法令	施設等名称
生活保護法	保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設
老人福祉法	老人福祉施設
介護保険法	介護保険施設 特定施設
医療法(昭和23年法律第205号)	医療提供施設
前各項に掲げる法令に基づくもの以外	市長が認める施設